

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 規則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(七・人事課)  
保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則(八・医務課)

### 規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成十四年二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県規則第七号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項医務課事課の項第三号中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改める。

第十四条の表秋田県准看護婦試験委員の項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護婦法」に、「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改め、同表中「秋田県准看護婦試験委員」を「秋田県准看護師試験委員」に改める。

第九十二条中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦及び看護士」を「保健師、助産師及び看護師」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成十四年三月一日から施行する。

保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成十四年二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県規則第八号

保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則  
保健婦助産婦看護婦法施行細則(昭和三十年秋田県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 保健師助産師看護婦法施行細則

第一条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護婦法」に、「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護婦法施行令」に、「保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護婦法施行規則」に、「規則」を「施行規則」に改める。

第二条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第一項中「准看護婦の」「准看護師の」に、「准看護婦再免許申請書」を「准看護師再免許申請書」に改め、同条第二項中「准看護婦免許証」を「准看護師免許証」に、「准看護婦免許証返納書」を「准看護師免許証返納書」に改め、同条第三項中「規則」を「施行規則」に、「准看護婦試験の」「准看護師試験の」に、「准看護婦試験合格証明書交付申請書」を「准看護師試験合格証明書交付申請書」に改める。

第三条中「規則」を「施行規則」に改め、「(以下この条において「細則」という。)」を削り、「准看護婦免許証」を「准看護師免許証」に改め、同条の表中「准看護婦免許証」を「准看護師免許証」に、「准看護婦籍の」「准看護師籍の」に、「准看護婦籍登録抹消申請書」を「准看護師籍登録抹消申請書」に、「准看護婦免許証再交付申請書」を「准看護師免許証再交付申請書」に改め、「細則」を削り、「准看護婦再免許申請書」を「准看護師再免許申請書」に、「准看護婦免許証返納書」を「准看護師免許証返納書」に、「准看護婦試験合格証明書交付申請書」を「准看護師試験合格証明書交付申請書」に、「規則第三十四条」を「施行規則第三十四条」に改める。

第四条中「規則」を「施行規則」に改める。

様式第一号中「准看護婦免許証」を「准看護師免許証」に、「年 月 日生」を「年 月 日生・性別」に、「准看護婦」を「准看護師」に改める。

様式第二号中「准看護婦籍の訂正及び免許証の書換え交付申請書」を「准看護師籍の訂正及び免許証の書換え交付申請書」に、「年 月 日生」を「年 月 日生・性別」に、「准看護婦籍の訂正及び免許証の書換え交付について」を「准看護師籍の訂正及び免許証の書換え交付について」に、「准看護婦籍」を「准看護師籍」

「保健婦助産婦看護婦法施行令」及び「保健師助産師看護師法施行令」並びに「  
療育の要する「准看護婦籍」及び「准看護師籍」並びに「  
「年 月 日生」及び「年 月 日生・性別」並びに「准看護婦籍登録抹消につ  
いて」並びに「准看護師籍登録抹消について」並びに「准看護婦籍登録の」及び「准看護師籍  
登録の」並びに「保健婦助産婦看護婦法施行令」及び「保健師助産師看護師法施行令」に  
係る。

療育の要する「死亡(失そう)による准看護婦籍登録抹消申請書」及び「死亡(失そ  
う)による准看護師籍登録抹消申請書」並びに「年 月 日生」及び「年 月  
日生・性別」並びに「准看護婦籍登録抹消」及び「准看護師籍登録抹消」並びに「准看護婦  
籍の」及び「准看護師籍の」並びに「保健婦助産婦看護婦法施行令」及び「保健師助産師看  
護師法施行例」に係る。

療育の要する「准看護婦免許証再交付申請書」及び「准看護師免許証再交付申請書」  
並びに「年 月 日生」及び「年 月 日生・性別」並びに「准看護婦免許証の」  
及び「准看護師免許証の」並びに「保健婦助産婦看護婦法施行令」及び「保健師助産師看護  
師法施行令」並びに「准看護婦試験」及び「准看護師試験」に係る。

療育の要する「准看護婦再免許申請書」及び「准看護師再免許申請書」並びに「年  
月 日生」及び「年 月 日生・性別」並びに「准看護婦の」及び「准看護師の」  
並びに「保健婦助産婦看護婦法」及び「保健師助産師看護師法」並びに「保健婦助産婦看護  
婦法施行細則」及び「保健師助産師看護師法施行細則」に係る。

療育の要する「准看護婦免許証返納書」及び「准看護師免許証返納書」並びに「年  
月 日生」及び「年 月 日生・性別」並びに「准看護婦免許証」及び「准看護師免  
許証」並びに「保健婦助産婦看護婦法施行令」及び「保健師助産師看護師法施行令」に  
係る。

療育の要する「准看護婦試験合格証明書交付申請書」及び「准看護師試験合格証明書  
交付申請書」並びに「年 月 日生」及び「年 月 日生・性別」並びに「准看護  
婦試験合格証明書」及び「准看護師試験合格証明書」並びに「保健婦助産婦看護婦法施行  
規則」及び「保健師助産師看護師法施行規則」に係る。  
療育の要する「取扱助産婦」及び「取扱助産師」に係る。

- 附 則
- 1 この規則は、平成十四年三月一日から施行する。
  - 2 この規則による改正前の保健婦助産婦看護婦法施行細則に定める様式(様式第一  
号を除く。)により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用するにと  
がである。

発 行 者 秋 田 県

購 読 料 金 一 月 三 十 五 百 円

秋 田 市 山 王 四 丁 一 番 一 号

印 刷 所

秋 田 市 山 王 七 丁 目 五 番 一 十 九 号  
株 式 会 社 松 原 印 刷 社  
電 話 (02) 87666 FAX (02) 8830005  
E-mail: matsubara@matsubarainstsu.co.jp  
秋 田 市 山 王 七 丁 目 五 番 一 十 九 号  
松 原 繁 雄

